

●（仮称）八尾市こども計画の位置づけ（案）

こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として下記計画と一体のものとして策定する。

（仮称）八尾市こども計画と一体のものとする計画

- ・ 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- ・ 成育医療等基本方針に基づく「母子保健計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困解消についての計画」

八尾市総合計画（基本構想・基本計画）

